

表 1 (令和3年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

〔事業費〕単位：千円

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R3	環境部 環境政策課	長崎市第三次環境基本計画	3,082	H31.4 ～ R4.3	環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として平成22年度に策定した「長崎市第二次環境基本計画」が令和3年度に終期を迎えることから、令和4年度から令和12年度までを計画期間とする次期計画を策定する。	長崎市環境審議会での審議、パブリックコメントの実施等を経て策定した。 策定にあたっては、市民一人ひとりが当事者として自ら考え、環境行動が広がるよう、ピクトグラムを用いて生活シーンごとの環境行動の実践例や行動による効果を見える化するなどの工夫を行った。今後は環境行動の実践に向けた普及啓発の取組みを進める。	なし (配布済)
2	R3	環境部 ゼロカーボンシティ推進室	長崎市地球温暖化対策実行計画	553	H31.4 ～ R4.3	温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に進め地球温暖化対策の推進を図ることを目的として平成21年3月に策定した計画について、社会情勢の変化等や温室効果ガス排出量の動向を踏まえ必要な改訂を行う。	長崎市地球温暖化対策実行計画協議会での審議、パブリックコメントの実施等を経て改訂した。 温室効果ガスの排出抑制等の具体的な取組みの基本的な方向性を示し、持続可能な脱炭素社会の構築につなげる。また、地球温暖化対策に資する取組みを更に強化、加速化するため、令和4年度から令和5年度初旬にかけて長崎広域連携中枢都市圏を形成する長与町、時津町と地球温暖化対策実行計画の共同策定を行う。	なし (配布済)
3	R3	商工部 産業雇用政策課	第五次長崎市経済成長戦略	10,035	R2.11 ～ R4.3	経済交流と域内経済循環による経済成長の実現を図るという本市の経済成長の基本的方向性を示すことを目的として平成29年度に策定した「第四次長崎市経済成長戦略」が令和3年度に終期を迎えることから、令和4年度から令和7年度までを対象期間とする次期成長戦略を策定する。	長崎市経済活性化審議会において意見を聴取し、令和4年2月定例会市議会環境経済委員会で説明した後、3月に策定し、市ホームページで公開した。 本市経済を取り巻く環境の変化等に対応するため、毎年度、進捗管理を行うとともに、見直しが必要と判断した場合は同審議会に意見を聴取しながら更新する。	なし (配布済)
4	R3	水産農林部 農林振興課	第二次長崎市農業振興計画[前期計画]	589	R3.4 ～ R4.3	農業分野の施策をより具体化し、本市の特色や背景にあわせ、今後の農業の目指すべき姿とその実現方法を示すことを目的として平成24年度に策定した「長崎市農業振興計画」が令和3年度に終期を迎えることから、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする次期計画を策定する。	策定に際しては、長崎市農業振興計画審議会による調査・意見聴取・審議等を行うとともに、農業者やJA、関係団体等の意見を幅広く取り入れた。 令和4年2月定例会市議会環境経済委員会で説明した後、3月に策定し、市ホームページで公開した。 計画に基づいた施策を展開することで、次世代につながる農業を育てる。	あり
5	R3	水産農林部 水産振興課	第4次長崎市水産振興計画	210	R3.4 ～ R4.3	魚の美味しいまち長崎の強みを活かした水産業の発展を図るという本市の水産業振興における総合的な指針を示すことを目的として平成27年度に策定した第3次長崎市水産振興計画が令和3年度をもって終期を迎えることから、令和4年度から令和7年度までを対象期間とする次期計画を策定する。	長崎市水産振興計画審議会委員の意見を聴取し、令和4年2月定例会市議会環境経済委員会で説明した後、3月に策定し、市ホームページで公開した。 水産業をとりまく環境の変化に対応するため、毎年度審議会を開催し計画の進捗管理を行う。	あり

※ 空白ページ

表 2 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R4	環境部 ゼロカーボンシティ推進室	地球温暖化対策実行計画	885	R4.4 ～ R5.5	ゼロカーボンシティを同時宣言した、長崎広域連携中核都市圏を形成する長与町、時津町とともに、地球温暖化対策の取組みを更に強化、加速化するため、令和4年度から令和5年度初旬にかけて計画の共同策定を行う。	本市の附属機関である長崎市地球温暖化対策実行計画協議会及び長与町、時津町における庁内又は庁外会議において審議、意見集約を行い、パブリックコメントの実施等を経て策定を行う。 各市町の強みを活かし、広域的で持続可能な脱炭素社会の構築につなげる。
2	R4	環境部 廃棄物対策課	長崎市合理化事業計画 (合特法関係)	0	R元.7 ～ R5.3	し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を安定的に継続させるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づいて、合理化事業計画を策定する。	将来のし尿等の発生量の予測に基づいて、適正な規模の事業者数や車両台数とする必要があるため、令和元年6月の請願の趣旨も踏まえ、し尿処理事業問題対策会議の開催や、関係事業者との協議を重ね、計画を早急に策定する。

